

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

2 (1)、2 (2)、2 (3)、6 (3)、9 (2)、9 (3)、10 (4)、11 (4)